

# 菊池広域連合職員の懲戒処分の公表について

令和3年3月15日

令和3年3月12日付けで、職員の懲戒処分を行ったので、下記のとおり公表します。

1. 処分年月日 令和3年3月12日
2. 被処分者 当時菊池広域連合西消防署に勤務していた男性消防課長(57歳)
3. 処分内容 停職(6か月)、2階級降格
4. 処分理由

処分対象職員は、違う所属の同僚職員に対し、適正な範囲を超えた手段及び方法により、台帳の整理等の任務分担外の業務を行わせた。また、頻回の内線電話を行い就業環境の悪化を招いたほか、休日にも同僚職員の自宅を訪れ、私的時間の拘束もあった。同僚職員は自殺を図り、のちに死亡した。菊池広域連合は第三者調査委員会を設立し、パワーハラスメント行為と自殺との因果関係等の調査を依頼した。その結果、パワーハラスメントと認定され、自殺との因果関係も認められたもの。

パワーハラスメント行為は、消防職員の信用を失墜させるものである。

よって、地方公務員法第29条第1項規定及び菊池広域連合職員懲戒規程に基づき、懲戒処分を行いました。

また、この懲戒処分を受けて、消防長が文書訓告、他管理職2名が嚴重注意となりました。

菊池広域連合消防本部総務課  
TEL：096-232-9340  
FAX：096-232-9345